

いわき市災害復旧工事等に係る契約方法及び指名競争入札参加者の
指名の基準の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害に伴う復旧工事、復興事業に係る建設工事その他緊急を要する建設工事（以下「災害復旧工事等」という。）に係る契約方法及び指名競争入札参加者の指名の基準の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約の方法)

第2条 災害復旧工事等の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により締結することができる。

2 災害復旧工事等のうち市長が指定するものの契約は、いわき市災害復旧工事等に係る公募型指名競争入札実施要綱（令和2年7月20日制定）に規定する公募型指名競争入札の方法により締結することができる。

(指名競争入札参加者の指名の基準)

第3条 災害復旧工事等を指名競争入札の方法により発注する場合における入札参加者の指名は、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）第5条第1項の規定にかかわらず、同要綱第4条第4項に規定する入札参加有資格者名簿に登載されている者から指名できるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月20日から実施する。

(いわき市東日本大震災に伴う災害復旧工事の発注に係る指名等の基準に関する特例を定める要綱の廃止)

2 いわき市東日本大震災に伴う災害復旧工事の発注に係る指名等の基準に関する特例を定める要綱（平成23年8月9日制定）は、廃止する。

(いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱の一部改正)

3 いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）の一部を次のように改正する。

付録第3第3項中「災害復旧等のため緊急又は短期間に完成させる工事、」を削る。

（いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱の一部改正）

4 いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱（平成7年2月22日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「災害復旧等のため緊急を要する建設工事又は」を削る。